

議事日程第3号

令和元年12月11日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（8番～11番）

出席議員（12名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	9番 加藤 保郎
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 伊左次 一郎
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 亀井 孝年
企画調整 担当参事 長屋 史明	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 須田 和男	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 各務 元規	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 若尾 宗久
保険長寿課長 日比野 伸二	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏
建設課長 早川 均	会計管理者 可児 英治
生涯学習課長 石原 昭治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦	議会事務局 書記 丸山 浩史
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 安藤雅子さん、8番 山田儀雄君の2名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、町政一般に対する質問を行います。受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いします。

3番 奥村悟君。

質問は、一問一答方式とパネルを活用しての質問の申し出がありましたので、これを許可し
ます。

3番（奥村 悟君）

おはようございます。

本日は、大2項目2点について質問をさせていただきます。

旧名鉄八百津線廃線跡地の活用について、それから本町のメンタルヘルスマネジメント対策
についてと、この大項目2つについて質問させていただきます。

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせて
いただきます。

本題に入る前に少しお時間をいただきます。これは私の年賀状でございます。これは拡大し
たものですが、平成13年9月29日に記念にと自宅をバックに八百津線のレールバスを撮った
写真です。廃止の2日前になります。翌年の年賀状にして出したものを拡大をさせていただき

ました。

八百津線も、全盛期は電車運転で 7000 系のパノラマカーが走ったこともあります。昭和 59 年 9 月からは電車を取りやめ、営業運転では全国初となるこのレールバスにかわりました。しかし、平成 13 年 10 月 1 日に廃止になりました。旧名鉄八百津線は、2001 年、平成 13 年の廃線後は跡地を沿線市町、可児市、合併前の旧兼山町、御嵩町、八百津町がそれぞれ取得し、それぞれのまちが財産として管理しています。

土地の活用について、八百津町は総延長 2,570 メートルを平成 15 年から平成 19 年の 5 年間で約 5 億 2,000 万円で整備しています。県が集落道整備で 2 分の 1、残り 2 分の 1 を八百津町がそれぞれ整備し、現在は町道認定し道路として供用されています。

可児市は、一部が舗装がなされ、遊歩道や通学路として利用され、一部は兼山で起業する美濃東久株式会社に社員の駐車場として無償で貸し付けておられます。それ以外の土地については、年 2 回の草刈りをシルバーに委託し管理がなされています。

本町では、町道伏見 3 号線から伏見児童館までは舗装がされ、遊歩道として地域の方の散歩コースや中学生の通学路としても利用されています。その遊歩道の周辺整備には、伏見地区ふるさとづくり活動センターが町の委託を受けて、1 年を通して草刈り、竹の伐採、樹木植栽、手入れなど環境整備を行っています。平成 25 年から活動を開始され、遊歩道脇には桜の木なども植えられ、春には少しずつですが花をつけています。数年、数十年先には立派な花をつけた桜の名所として憩いの場となるのではと期待して、待ち望んでいるところです。

このように跡地を有効利用して、地域の皆さんに喜んでいただいていることは大変ありがたいことでもあります。まだ私が役場におりましたときに、伏見のにこにこ館に筋力トレーニング施設ができ、利用者の筋力トレーニングに合わせたメニューの一つについて、この遊歩道を利用し、ウォーキングやジョギングなどの有酸素運動と筋トレを組み合わせた健康づくりに役立ててほしいと、指定管理者の方に提案させていただいた覚えがあります。しかしながら、児童館よりその先の跡地、可児市・兼山境までは草木が繁茂し、分け入ることができないほどになっています。以前にはイノシシのすみかになったこともあります。

去る 10 月 20 日に 5 回目の御嵩あかでんランドが開催され、町内外から 419 人の参加者があったとのこと。その中のアトラクションの一つ、旧名鉄八百津線の廃線跡明智駅から、旧兼山駅までをめぐる「オールドレイルウェイ八百津」では、30 人弱の参加者があり、開業から廃線になるまでの 71 年間、地域交通の要として町を支えてきたありし日の八百津線の姿を歩いてしのぶよい 1 日になりました。伏見児童館から可児市兼山までの間をイベントの前にスタッフや役場職員、ボランティア 20 人ほどで半日かけて草刈りを行っています。私も草刈り機を持って飛び入りで参加させていただきました。参加者の皆さんは、背丈ほどに生い茂っ

た草木や敷き詰められた碎石に悪戦苦闘しながら刈り取っていきました。大変きれいになり、これでけがもなく歩けますねとねぎらいの言葉をかけさせていただきました。そのおかげで、皆さんに喜んでいただけたオールドレイルウエイができたと思います。

このような形で跡地をきれいにできることは一時しのぎのことであり、将来的に継続して管理がなされるものではありません。オールドレイルウエイ八百津が御嵩あかでんランドのメインイベントとして継続されていくなら、それに頼りながらも十分とは言えないにしても管理がなされるでしょう。しかし、それはそれでいいかもしれませんが、またいつかは草木が繁茂し、見る影もない荒れた姿に戻ってしまいます。この件については、過去に柳生前議員、伏屋議員が質問され、5年前に当時の柳生議員の質問に寺本副町長、当時は総務部長でしたが、伏見児童館交差点から兼山までの約400メートル区間については、今ある遊歩道に比べてのり面の整備、舗装工事に伴う排水施設の整備に多額な予算が必要となり、除草作業を実施して付近の環境整備を損なわないよう努めていくと答弁しておられます。除草だけではなく、恒久的に維持管理がなされるよう、有効利用も含めて町の考え方をお尋ねします。

そこで質問ですが、1つ目、5年前の答弁では現状のままではよしとは思っていない。児童館・遊歩道利用者からのアンケート実施など、地域住民の方の意見を承りながら、引き続きこの問題を検討する姿勢である。具体的な要望があれば、執行部として真摯に対応すると答えておられます。この5年間の間に何か進展はあったでしょうか。

2つ目、今後、伏見児童館から兼山までの跡地の有効活用をどのように考えてみえますか。具体的なことをお聞かせください。

以上、2点について総務部長にお尋ねします。明確な答弁をよろしくお願いします。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

おはようございます。

奥村議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

御質問は、旧名鉄八百津線廃線跡地の活用についてと題され、普通財産である伏見児童館から可児市兼山までの未整備区間の活用について2点の御質問です。

初めに名鉄八百津線の廃線に伴い、平成15年に御嵩町は町内の廃線敷約1.2キロメートルを所有することとなり、奥村議員も御承知のとおり平成25年度には既に582メートルを地域の住民の健康増進に御利用いただこうと、伏見にこにこ館を中心に散歩コースとして伏見ふれあい遊歩道として整備をさせていただいており、地域の住民や児童・生徒に御利用いただいておりますが、これより旧兼山町側への、議員は400メートルとおっしゃいましたけど、私のほ

うで把握しておりますのは約 600 メートルは、その利活用について時折思案をするもののこれといった活用を決めかねているところであります。

このような中、若手の住民が名鉄広見線の存続を願い、その思いをつなげつつ、御嵩あかでんランド実行委員会を 10 名ほどで組織し、年に 1 回のイベントに取り組んでいただいています。名鉄広見線沿線のみならず、廃線となった旧八百津線の惨状にも心を痛め、このイベントの 1 項目、オールドレイルウェイ八百津を打ち出していただき、まずは草刈りからと、さらに仲間を募り汗をかいていただきました。このメンバーの中に奥村議員の御子息もお見えになり、さらにお父様である議員も御参加いただいたと伺っております。ありがとうございました。

では、御質問の 1 つ目、平成 26 年第 2 回定例会、柳生議員からの一般質問に当時の総務部長が答弁をして以来 5 年がたつが、何か進展があったのかにつきましては、具体的な要望もなく、大きく進展があったとは言えません。ただ、さきに紹介させていただいたとおり、地域の若者の目にとまり、イベントに御活用いただいたことは目を見張るものがあると感じております。

御質問の 2 つ目、この廃線敷の有効活用をどのように考えているのかにつきましては、廃線敷のみならず、この沿線の土地形状や土地の利用状況を勘案しつつ思案をしておりますが、現在具体的にお伝えできるものはございません。議員が御紹介になった他市町のように、現況の地形を利用して舗装することも考えられますが、それには前回、前総務部長が答弁いたしましたとおり、のり面保護や舗装など事業費用に多額の予算を必要とすることにあわせ、八百津町や旧兼山町のように道路として整備したとしても、多くの方にそれを御利用いただける見込みがあるのかということにもなります。

したがいまして、引き続き地域の方々にとってよりよい活用の御提案に耳を傾けながら、有効な活用とそれに要する有益な財源を確保することとしたいと思っております。奥村議員におかれましても、ぜひ地域の御意見に耳を傾けていただき、よい御提案をお願いさせていただきます。以上で、奥村議員への御答弁とさせていただきます。

[3 番議員挙手]

議長（高山由行君）

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

前回と同じような答弁かなあというふうに思います。

私、地域の住民の方からも話を聞いておりますが、かなり草木が繁茂しておるということで、それと不法投棄の温床になる。私も歩いてみましたが不法投棄もありましたし、特にブタクサがありまして、ぜんそくとか花粉アレルギーで困っているという住民の方もおられます。

その対応はどのようにされますかということですが。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、奥村議員の再質問にお答えさせていただきます。

昨日の加藤議員からの御質問もございました、町が管理する財産の中で除草作業をしなければならない土地というのは、かなり多くあるということは認識しております。今ここで年に何回草刈りを実施しますということは申し上げることはできませんけれども、何か活用できるものを考えていただきながら、そういうぜんそくのもとになるというふうになるとちょっと問題かなあとは今思いますので、検討をしてみたいと思います。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

先ほど、児童館から兼山まで私は600メートルと言っておりますので、よろしく願います。

きのうの加藤議員の一般質問で、高倉の町営住宅の草刈りで総務部長がこう答えておられます。農地、自分の敷地に草が繁茂していると見苦しい、衛生的でない、数回の草刈りをしているという答弁だったと思いますが、私も自分の敷地や農地は定期的に草刈りを行っています。それが周りに迷惑をかけない最低限の務めだと思っております。よって、繁茂した土地についても必要最小限の草刈りは行っていただきたいと思ひますし、オールドレイルウェイについても来年やるかどうかわからないという話も聞いておりますので、それがやれば草刈りもできると思うんですが、そういったこともなしになれば、当然あそこも荒れた土地になってしまいますので、そこら辺も考慮いただきたいなというふうに思ひます。

跡地は御嵩町と可児市・兼山をまたいで連続しています。町単独では難しい面もあるということですが、両市町が協力して遊歩道や通学路として整備がなされるとよいかというふうに考えます。

兼山では、コンクリート製の全長約232メートルの城山トンネルがあります。人が歩くことができる特別な存在と感じて、漆黒を抜けたその向こうに時空を超えた何かがあるというわくわく感、物を運び、人を運び、夢や涙を乗せて運んだ八百津線の歴史に触れることができる唯一の構造物、それに魅力を感じずにはおれません。私もちょっと見てきました。赤れんがでできた登録有形文化財の愛岐トンネル群は貴重な財産と捉え、廃線敷を散策しながら春と秋の年

2回トンネルが特別公開されています。そんな歴史に触れる遊歩道を歩くオールドレイルウェイ八百津となればと願っております。

八百津や兼山沿いには、美濃金山城や森家の菩提寺可成寺、歴史ある貴船神社、常照寺、西念寺などがあります。そこで質問ですが、可児市と協議し一体となった整備のお考えはありますか、お聞かせください。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

お答えをさせていただきたいと思います。

可児市との協議ということがございますけれども、私の立場で今その考えは持っております。以上です。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございます。

ぜひとも連続しておりますし、兼山の中学生も遊歩道を使って通学していますので、ぜひとも協議に乗せるといいかなというふうに思います。

実は、遊歩道を通学している共和中学校の兼山の中学生が26人います。徒歩、あるいは遠方の生徒は自転車で通学しています。兼山からフクイ商店の交差点までの町道は、朝は通勤の車で交通量が多く危ないということで、途中から脇道にショートカットし、児童館をおりて遊歩道で通学しています。兼山側の県道には歩道があります。県道との交差点から仮に整備されるならば、接触事故等の危険は回避されると思います。学校へお邪魔し、校長先生と話をさせていただき、跡地の有効活用についてアンケートをとりました。その結果、通学路として整備してほしい、通学路として利用したいと答えてくれました。中には、アスファルト舗装ではなく競技場の400メートルトラックに使われているゴム質のような歩道になればいいという意見もいただきました。これがちょっと私が学校へお邪魔し、生徒さんからアンケートをとったものですが、ここにそういったことで回答をしてくれました。

もう一点ですが、東濃実業高校の陸上部が山田地内の道路を利用してタイムレースの練習をしています。過去にはしていましたが、その道は車が通り、人との接触などでクレームがあったということで、今は活動していません。先日、学校へお邪魔し、校長先生とお話をさせていただきました。現在ある遊歩道582メートル、伏見児童館から600メートルが整備されれば約

1,200メートルになり、絶好の練習場所になりますねとお話をさせていただきました。使用する時間帯は昼間3時ごろなので、通学や散歩には支障がないわけです。校長先生も将来そうなればいいですねと言っておみえになりました。

このように、活用方法については知恵を出せば考えられないわけでもありません。当時4,000万円近いお金で跡地を購入されましたが、八百津町では15年前道路整備した金額は、1メートルあたり20万円ぐらいであったということですが、現在工事を行えば倍近く、10億円ぐらいはかかるだろうと、すぐにやってよかったと言われておりました。この跡地もいつまでも置き去りにするのではなく、どこで踏み切るか知恵を絞っていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

議長（高山由行君）

引き続き、2問目行ってください。

3番（奥村 悟君）

次、2つ目ですが、本町のメンタルヘルスマネジメント対策についてということでお願いします。

職場での過度のストレスが原因となり、鬱病などの心の病やさまざまな体調不良を発症することをメンタルヘルス疾患といいます。自覚症状がなかったり、周囲から単にやる気を喪失しているだけと捉えられることも多く、適切な治療を受けずに放置しておく症状がさらに悪化するおそれがあります。

厚生労働省の労働者健康状況調査結果によると、強い不安、悩み、ストレスがある人の割合が58%であり、ストレス要因として最も多いのが職場の人間関係、2番目が仕事の質、3番目が仕事の量となっております。また、平成29年度地方公務員健康状況等の現況に関する調査結果によると、長期病休者、疾病等により休業30日以上、または1カ月以上の療養者の数、10万人率は2,519.5人で、2016年度（平成28年度）より85.9人、3.53%増加しています。中でも、精神及び行動の障害の長期病休者全体に占める割合は、55.9%であり、2012年度（平成24年度）から50%を超え、年々増加しています。同様に、精神及び行動の障害による長期病休者数10万人率は1,409.3人であり、2016年度（平成28年度）より71.5人、5.34%増加しており、10年前の約1.4倍、15年前の約2.8倍です。

本町においても、企画からいただいた過去10年間の病気休職者の推移を見てみますと、年間1人から5人ほどで、10年間では計26人となっております。職員数に占める病気休職者の割合は、過去10年間の平均は1.67%で、最近5年間は増加しています。また、病気休職者に占めるメンタル休職者の割合は、平成28年度から平成30年度までの4年間で50%から80%に増加しています。今年度については、病気休職者3人が全てメンタル休職者で、それに占める

割合は100%になっています。

グラフにさせていただきましたので少し見ていただきたいと思います。過去10年間の病気休職者数の推移、平成22年度から平成31年度、令和元年度ですが、全部で26人の病気休職者、青いグラフです。赤いグラフが精神及び行動の障害の休職者数、内数ですが、これがメンタルの休職者ということですが、平成22年度当時は1年に3人、2人ということでしたが、平成25年度から平成27年度はメンタルはゼロだった、2人ずつでしたけど。ここ過去4年間ぐらいを見ますと、平成28年度は4人に対して2人がメンタルの休職者、平成29年度も4人に2人が精神の休職者、平成30年度が5人に対して4人、平成31年度は病気休職者3人のうちがメンタル、心で病んで休んだ人が3人やったということで、10年間で比べても年々増加しているというようなグラフでございます。これを見ますと、明らかにわかると思います。

近年、行政課題の複雑化・多様化、行政改革による仕事の効率化、職員数削減による業務の増加など、自治体職員も取り巻く環境の変化により職員の精神的負担が多くなっているとも言われております。職員の不眠症・鬱病などの脳の不調は、集中力・注意力・モチベーションを低下させ、ひいては町民に提供するサービスの質が低下し、ミスや事故、トラブルが多く起こりやすくなります。質の高い政策の立案や行政サービスを維持していくためには、職員が心身ともに健康であり、それぞれが能力を最大限に発揮できる状態での職務への従事が求められることから、メンタルヘルス対策は重要な問題であります。

私は、現役職員のとき常々人材の材は財産の財と言い続けてきました。この人材ではなくて、こちらの人財ということと言い続けてきました。メンタルヘルス疾患による休職者・離職者の増加は、この人財の損失を生じることになります。組織のメンタルヘルスを向上させることは、最終的には公務の生産向上につながることから、人材マネジメントの重要な柱と言えます。

メンタルヘルス対策に取り組むことは、単に職員の健康管理という側面だけでなく、コンプライアンスの観点、人的資源の確保、リスクマネジメントの観点から必要とされております。労働安全衛生マネジメントシステムの中で、メンタルヘルス対策が適切かつ的確に実施されていくことが望まれます。また、メンタルヘルス対策は、職員やその家族にとってばかりでなく、職員が高い意識を持って能力を十分に発揮し、町民に対する公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも大変重要であります。

そこで、以下について具体的にお伺いいたします。

1つ目、職員がメンタルヘルス疾患で休職する前に、メンタルヘルス不調に陥ることを未然に防止する取り組みは何を行っていますか。

2つ目、メンタルヘルスマネジメントの取り組みについてお伺いいたします。メンタルヘルス疾患にかかった職員に対しての具体的なケア、上司・組織としてはどのように取り組みを行

いましたか。例えば、専門の資格を有している者との相談やメンタルヘルス疾患に対しての正確な情報共有などは、復職後のサポートは十分に実践していますか。具体的内容をお示ください。

3つ目、メンタルヘルス疾患に罹患した職員が存在するという事は、職場環境・勤務体制等々に問題があるのではないのでしょうか。職員のメンタルヘルス不調に対して抜本的な原因の把握・解決は万全であるべきですが、いかがお考えでしょうか。

4つ目、厚生労働省労働者の心の健康の保持増進のための指針では、事業者は衛生委員会等において十分調査・審議を行い、心の健康づくり計画を策定することが必要であるとしています。他の自治体、可児市などの健康づくり計画、それと芦屋市もありますが、釧路町、こういったものをちょっと入手させていただきましたが、他の自治体ではこの心の健康づくり計画を策定し、職員の心の健康づくりと活気ある職場づくりを組織的に取り組んでいます。

私は、この計画の必要性を十分感じています。本町でも職員の心の健康づくりと活気ある職場づくりを目的として、この計画を策定するお考えはありますでしょうか。

以上4点、副町長にお聞きします。答弁よろしくをお願いします。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

パネルを用いての質問ということで、改めて休職者の推移をこのパネルを通して見させていただきますと、どうも私が副町長になった平成28年度からその数がふえたような気がします。そんな状態で私が答弁してもいいのかなあと一瞬思いましたけれども、いや、それだからこそ私が答弁するべきだと決意を新たにしたところであります。

それでは、本町のメンタルヘルスマネジメント対策について、奥村議員の質問にお答えいたします。

質問の要旨は4点、まず1点目、事前の予防策について。これは、3点目の職場環境など抜本的対策と密接に関連しておりますので、あわせて答弁いたします。

副町長として職員の人事管理をしていく上で、いつも痛感することがあります。それは、154人の職員がいれば154通りの考え、行動パターンがあるということです。人によって、年齢によって、性別によって違うということであり、当然ストレスに耐える強さ、ストレス耐性についても人それぞれ違うと認識しなければならないと思っています。

メンタルヘルスケアには、セルフケア、ラインによるケア、職場内産業保健スタッフ等によるケア、職場外資源によるケアといった4つのケアがあると言われています。最初に、セルフケアでございませう。職員一人一人、ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解をし、みず

からのストレス状況に気づくことが重要であります。そのため、毎年行う健康診断とあわせてストレスチェックを実施しています。このストレスチェックは、本人がその結果を把握することでみずからのストレス状況を知り、メンタルヘルスの不調を未然に防止することを目的としています。結果表を職員へ配付する際、岐阜県市町村職員共済組合の健康相談窓口、健康ホットライン 24 の案内も同封しています。ちなみに、ことしの私のストレスチェックの結果は低いという結果でありましたので、申し添えておきます。

ストレスは誰にでもあります。ストレスがあること自体、悪いことではないと考えます。ただし、それを解消すること、ストレスを発散することが大切です。現代社会はストレス社会と言われています。苦しければ苦しいと、素直に職場の同僚・上司に訴えてほしい。

次に、2つ目のケア、ラインによるケア。これは3つ目の職場内産業保健スタッフ等によるケア、4つ目の職場外資源によるケアとあわせて、全て組織として行うケアであります。組織として行うメンタルヘルス対策の中で、管理監督者の役割は重要です。キーパーソンは管理職であります。例えばパワハラを受け、その対策を講じないままパワハラの被害者がメンタルの不全を起こした場合、業務災害と認定され、損害賠償金を支払うケースも出てきています。メンタルヘルス対策は、リスクマネジメント対策でもあることを再認識すべきです。いつもと違う部下に早く気づくよう、日ごろから部下に関心を持って接しておき、行動様式や人間関係の持ち方について知っておくことです。

また、先ほど苦しいときは素直に訴えてほしいと申しました。そのためにも、部下が上司に相談しやすい環境や雰囲気を上司が整えなければなりません。部下の話を積極的に聞くことが大切であります。週に1回、係内会議を開催するのもその一環です。

長時間労働の防止対策として、時間外勤務命令は事前の課長決裁としています。これは予算との絡みもありますが、それ以上に職員の健康管理を考えた措置であります。人間、疲れれば休むこと、リフレッシュが必要です。計画的な年休取得を奨励し、仕事の効率を上げるよう管理職のみならず全職員には伝えていきます。さらに、部下が自分の上司をどう見ているか、それを把握することが重要だとの考えから、昨年度より上司評定を実施しています。

以上、管理職として最低限心がけておかねばならないことを述べました。当然、課長会議において注意喚起するなど、常日ごろから課内、部下にアンテナを張るように指導はしております。私自身も気になる職員がいれば、所属課長にその職員の動静を見守るように指示することもあります。私も、できる限り職員と廊下ですれ違ったときなど声かけをしています。明るく返事をしてくれ、頑張っているなど思うのがほとんどですが、そうでない場合も実際にありました。SOSのサインに気づけなかったのであります。メンタルヘルス対策の難しさを改めて思い知らされた次第です。今まで以上に職員個々の性格を把握しつつ、人事配置をしていき

と思います。毎年、係長以上の職員数名が、メンタルヘルス・ハラスメント防止講座に参加しています。今後は、これ以外の研修にも参加させるなど充実を図っていきます。

質問の2点目、発症後のケア、復職後のサポートについて説明いたします。

いつもと様子が違う職員に対し、上司による面談を実施、状況に応じ当該職員に年次休暇を取得させたり、仕事の負担を軽減するなどの配慮をしています。また、面談内容は人事係と情報共有しており、心身の故障に該当するおそれがある場合、医療機関への受診を勧め、医師の診断により病気休暇、それが長期間であれば休職となります。休職中も所属長が定期的に面談を行い、療養の状況把握、復職の意思確認をしています。

なお、長期休職していた職員が円滑に職場復帰できることを目的に、平成30年2月、御嵩町職員の復職支援実施要綱及び御嵩町職員の試し出勤実施要綱を制定しました。これらの要綱に基づき、復職前の1カ月ほど試し出勤を実施、当該職員との面談、さらに主治医の判断により復職できるかどうかを判断しています。当然、復職後一定期間は面談を行うなど経過観察を設けています。

質問の4点目、心の健康づくり計画策定についてお答えします。

議員の質問に、労働者の心の健康の保持増進のための指針がありました。これは議員御指摘のとおり、厚生労働省が策定したものであり、その策定期間は平成18年3月であります。私の記憶によれば、当時奥村議員は人事係長であったと思います。もう12年以上も前の話であります。時間はかなり経過していますが、労働安全衛生法などの法令を遵守するとともに、昨今、仕事に関して強い不安やストレスを感じている職員がふえている現状を考慮し、御嵩町役場の実態に即した心の健康づくり計画を策定することとします。他市町村の事例を参照に、できるだけ早急に策定することで、メンタルヘルスケアの実施に積極的に取り組んでいることを内外に示していきたいと思います。

答弁の締めくくりとして、最後に一言申し添えます。我々公務員は、住民福祉の向上に寄与するため日々役場に勤務し、通常であれば定年まで働きます。仕事の対価として税金から給与を得て、生計を維持しています。行政・民間の区別なく、仕事には厳しさがが必要です。仲よしクラブでは決してなく、自分の思いどおりにいかないことも多々あります。心が折れ、メンタル不全になる事例がふえてきたのも事実です。しかし、過去に休みがちの職員に関し医師の診断を仰いだところ、メンタル不全ではないとされた事案もありました。当然、その職員に対するその後の指導は厳しくなったことは言うまでもありません。

したがいまして、メンタル不全かどうかの見きわめはかなり難しいものがありますが、当事者の自己申告のみで判断することなく、客観的かつ厳格に判断・対処していきたいと思います。

以上で答弁を終わるわけでございますけれども、奥村議員におかれましては、役場在職時よ

り仲よくさせていただきました。ストレスがたまるときもたまにはありましたけれども、それ以上にストレスを解消していただいたおかげで、この答弁席に立っていることを感謝しながら答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

親切丁寧な答弁、ありがとうございました。

もうあと時間も15分ほどですので、再質問を二、三用意しておりましたが、本当に答弁していただきましたので、少し私の考え方をちょっと言って終わりたいというふうに思います。

先ほど、私が人事係長のとときと言われましたが、当然私が人事係長のとときに衛生委員会、役場の中にあると思いますが、この衛生委員会を立ち上げさせていただきました。当時、可児医師会の熊谷先生に相談をいたしまして、産業医をどなたにするかということ、可児先生がいいだろうということで可児先生に産業医をお願いしまして、それから保健師を入れて衛生委員会をつくったわけですが、当時私のとときもメンタルの職員がいたということで、保健師2人体制、精神の対応をする保健師、それから身体の方を対応する保健師ということで、2名体制で相談・ケアをやったように記憶しております。今がどういうふうな形で衛生管理をやっておられるかわかりませんが、年1回以上行って議事録も3年間保存ということになっておりますので、また議事録のほうも見させていただきながら、また今後ともしていきたいなというふうに思いますので、お願いをします。

ちょっと再質問をと思っておりましたが、私の考え方だけ申し上げておきます。

質問の中でもちょっと触れましたが、公務の生産性向上ということで言いましたけれども、どういう意味かと申しますと私なりの考えなんですが、少ない人数で従来どおりの業務量をこなすために、役場の職員は頑張って時間外勤務をこなしておられるというふうに思います。時間外勤務も一時的なものであれば特に問題は起こらないかもしれませんが、恒常的に発生した場合、メンタルヘルス不調になる要因になるとも考えられます。万一、長時間勤務により健康を害するようなことでもあれば、さらに一人一人の負担はふえることとなります。そのためには、少ない人数・時間で必要業務を終える取り組み、つまり生産性の向上が必須です。現状の業務をいま一度見直し、これは本当に必要な業務なのか、もっと効率化・簡素化する方法はないのか、この業務は町民にとって必要なのかなどを徹底して追求し、従来の延長線上の考えを改め、取り組んでいく必要があります。現状の業務の生産性向上に取り組むことは、結果的に町民サービスのための時間を確保できることにもつながると考えます。

もう一つですが、メンタルヘルスについての私の考え方を申し上げておきます。

近年では、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、またはストレスを感じている人がふえてきており、私はいわゆるメンタルヘルス対策も非常に重要な位置づけとなってきていると考えます。メンタル不調により休職した職員に対する復職支援はもちろんですが、そもそもメンタルヘルス不調に陥る職員が出ることを未然に防止する取り組みが必要です。外部機関の調査によると、メンタルヘルス不調となる原因には家庭や子育ての悩み、病気に加え、上司との関係性、職場のハラスメントなど、いわゆる職場環境も上位に上げられてきております。

職員は役場にとって最大の財産であり、町民へ真に役に立つサービスを提供するためには、まず職員自身が心身ともに健康であることが必要不可欠であるという基本的な考えに基づき、従来より役場の労働災害や過剰労働の防止を推進してきていることは承知しておりますが、快適な職場環境を形成することで、メンタルヘルス不調に陥ることを未然に防止する取り組みを実践してほしいというふうに考えております。

以上で私の質問を終わります。

議長（高山由行君）

これで、奥村悟君の一般質問を終わります。

続きまして、7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

議長のお許しをいただきましたので、質問をします。私の質問は、防災リーダーについてです。防災リーダーについては、これまでも複数の議員から質問があり、私も平成 29 年に質問をしていますけれども、経過を含めて今後の展望をお伺いします。

御嵩町が防災アカデミーを始めて8年がたちます。防災リーダーの人数は、平成 29 年には150 人でしたが、現在は何人になりましたか。また、平成 28 年には防災リーダー会が設立されています。その規約には、防災に関する研修や町民への防災の知識や技能の普及啓発などを行うことにより、自助・共助による御嵩町民の防災力向上に寄与することを目的としており、事業は、1. 防災に関する知識や技能の普及に関すること、2. 災害に対する被害予防に関すること、3. 災害の発生時における応急対策に関すること、4. 防災訓練の実施に関すること、5. 防災資機材の備蓄に関すること、6. その他本会の目的を達成するために必要な事項とあります。

防災リーダーは、町が実施する防災訓練の運営に携わっていますが、参加するリーダーの数が少なく困っている会場もあります。お勤めをしてみえる方には、夜数回の会議と訓練当日の全てに参加するのは難しい方もあるかと思えます。当日だけの参加でもよいという呼びかけをすることも考えてみてはいかがでしょうか。防災リーダー育成の防災アカデミーの際には、町へ

の協力はどのように呼びかけてみえますか。

防災リーダーの活動として、訓練への協力のほかに女性リーダーの有志で、昨年は平成 22、23 年の災害による御嵩町の被害の展示をし、非常持ち出し袋の啓発を、そして、ことしはぽっぼかんで乳幼児を持つママさんたちに非常食、AED、家具の固定、災害時のトイレの訓練を行いました。この取り組みは、若いママさんたちやぽっぼかんの先生たちからも好評をいただいております、今後も要望を募りながら出前講座をしていくように計画をしています。

ほかにも、可児市防災の会とのコラボで、ラスパ御嵩での遊んで防災の開催や、小学生の防災キャンプへの協力、各種研修会への参加などがあり、リーダー会の活動の場を広げてみえます。

きのうも、安藤信治議員の質問に敬老会での早期避難の呼びかけ、清水議員の質問にAEDの利用ができる人をふやすことが大切と答えてみえましたが、平常時におけるこういう活動は、防災リーダーにとって大きなウエートを占めるものです。このような活動には予算も必要ですが、リーダー会の活動費はどのように考えていますか。まだ産声を上げたばかりのリーダー会ですが、町として今後どのように支援をしていきますか。

自主防災会でのリーダーの活動は、最も期待をするところです。平成 29 年にお伺いしたときには、69 自治会中 22 自治会には防災リーダーがいないとのことでした。リーダー不在の自治会には、粘り強くお願いをしていくということでしたが、リーダー不在の自治会の数の推移は、その後どのようになっていますか。

また、高校生防災リーダーの講座も実施しており、若い人が防災の知識を身につけたり、災害時に活躍してくれることは大変うれしく思っていますが、対象とする学生の条件はありますか。高校生防災リーダーは何人ありますか。どんな活躍を期待していますか。

以上、防災リーダーの数について、防災リーダー会の活動費と支援について、防災リーダー不在の自治会数について、高校生防災リーダーについてを伺います。きのうに引き続き、総務部長の出番が多くて大変恐縮ですが、よろしく御答弁ください。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、安藤議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

御質問は、防災リーダーについてと題され、4 点の御質問です。

初めに、近年多発する自然災害から住民の命を守るため、まずはみずからの命はみずから守る自助のための知識習得の機会、そして地域の住民の命を地域で守る共助へとつなげるため、平成 24 年度より防災アカデミーを開講し、平成 30 年度より国の支援を受け、高校生を対象と

した防災アカデミーにも枠を広げてきました。これは、町の下部的な組織として養成するものではなく、町は支援を惜しみませんが、あくまで発災時には地域の中で自主的に活動していただくリーダーとして養成しているものであります。この趣旨を御理解いただき、平成 28 年度には防災リーダー会が設立され、ただいま安藤議員より御紹介をいただきましたように、手探り、試行錯誤でさまざまな活動をいただいております、深く感謝を申し上げるところであります。今後もさらに多くの防災リーダーを養成し続けたいと考えております。

では、御質問の 1 つ目、防災リーダーの人数についてにつきましては、令和元年度第 8 期生の誕生により、現在の防災リーダーの認定数は 256 人、このうち町内に在住する防災リーダーは 218 人となっています。さらに、このうち防災士が 150 人となっています。

御質問の 2 つ目、防災リーダー会の活動費と支援についてにつきましては、まずは防災リーダーとはいえふだんの生活があります。訓練や企画会議等々にみずからの時間を全て割くわけにもいかないことから、強制もできないのは当然です。防災リーダー会でも当日だけの参加も了としてみえると思います。また、防災リーダー会では、既に数々の地道な活動をいただいております、議員が御紹介された女性防災リーダーによる活動への感謝の声も聞こえてきています。防災アカデミーの中で、講師よりこうした地道な活動手法も学ばれ、実践をしておみえになるのだと感心しております。現在は、この防災リーダー会の事務局を町のほうで担っており、今後も継続的に支援してまいりますとともに、些少かもしれませんが防災リーダーの活動に持ち出しがないよう、活動費用の予算化も進めてまいりますので、議会の皆様方にも御理解を賜りますようお願いいたします。

御質問の 3 つ目、防災リーダー不在の自治会についてにつきましては、69 自治会中 14 自治会に防災リーダーが誕生しておりません。いよいよ自治会員の少数化や高齢化に伴い、防災リーダーの選出が困難と想定される自治会も見えてまいりましたので、近隣の自治会との連携などを含め、今後も御嵩町自治会長連絡協議会の場合などの機会を捉えて、可能な限り自治会に複数人の防災リーダーの養成と連携を依頼していくほか、防災リーダーによる自主防災組織の強化を依頼してまいります。

御質問の 4 つ目、高校生防災リーダーについてにつきましては、本町の高校生防災リーダー養成講座は、昨年度より元企画調整担当参事として御嵩町に派遣されていた三輪康典氏のお骨折りにより、文部科学省の補助事業、学校安全総合支援事業の交付金を受けており、特段の条件は設けてございません。ただし、高校生防災アカデミーは、御嵩町防災コミュニティセンターで開講することから、実質可茂管内の高校に在学する生徒となっています。これにより、平成 29 年度からの 3 年間で 51 名の防災リーダーを認定しています。また、防災士の資格取得者は 34 名となっております。この高校生防災リーダーに、まずは発災時にみずからの命を守

るための知識習得を願い、次いで、発災時の自発的な機動力に期待をしております。

以上で、安藤議員への御答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

議長（高山由行君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

防災リーダー会への協力は、事務局のほうは町がやって継続な支援をしていく、そして予算化も考えてくださるということで、とてもありがたく思っています。ありがとうございます。

そこで、再質問なんですけれども、これからも自助・共助のために防災リーダーを養成していきたいということでしたけれども、防災アカデミーというのはいつまで続けるのか。そして、目標としている防災リーダーの数はあるのか。また、理想とする姿みたいなものがあれば、少しお聞かせください。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、安藤議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

防災リーダー、先ほど人数を申し上げましたけれども、中には町外へ出られた方もおられますし、御不幸の方もお見えになります。ですから、いつまでということになりますと、これは次から次へと若い世代に担っていただきたいというのが考えの中にございますので、でき得る限り継続してやっていきたいというふうに思っております。

理想としている部分につきましては、今、防災リーダー会さんが先ほど私のほうで回答させていただいたとおり、試行錯誤の中でいろいろ頑張ってくださいしております。これを我々のほうは事務局だけでなく、先週末も研修会で神戸のほうだったと思いますけれども、行っていただいております。そういう知見も広げていただきながら、発災時・非常時に本当に地域の中でリーダーとして御活躍をいただきたいというのが理想でございます。以上でございます。

[7番議員挙手]

議長（高山由行君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

ありがとうございます。

いつまで続けるかというのは大変難しい質問でしたので、若い世代に担ってほしいのでこれ

からも続けていきたいというお答えでしたけれども、やはり若い世代がこういう勉強をしていこうと思った場合、今のように年に4回、日曜ごとに講習会を受けなければいけないという形のままで、少し若い方たちは受けにくいのではないのかなあと考えておりますので、ぜひ継続はしていただきたいのですが、今度は若い世代の方たちも受けやすいような形を考えていただけるとありがたいかなあとと思います。

また、防災リーダーというのはせっかくとった資格なので、ボランティアではありますけれども、学んだことを生かして地域に貢献していきたいと思ってみえる方は大変多くいらっしゃると思っています。各自治会の自主防災会の訓練の中で、防災リーダーが活躍をしているところも今御紹介したように大変ふえてきています。この自主防災会というのは、自治会長が会長を務めてみえるところが大変多いのではないかとというふうに推測をしますけれども、輪番で回っている自治会長さんが兼務で自主防災会の会長もするという事は、大変荷が重いというか、仕事がふえて大変なことだというふうに思っています。この防災リーダーが自主防災会の中で主力メンバーとなって、継続性のある活動が行えるように防災訓練などを続けていけば、自治会長さんの負担も軽減されて非常に助かるのではないのでしょうかというふうに考えています。

今、軒数の少ない自治会もあって、単独で防災リーダーを養成したり自主防災会の中に防災リーダーを入れて活動することが難しいところがありますので、周りとの連携をしながらやっていってほしいということも進めながら続けていくというふうにお話をいただきました。大変とてもありがたいことだと思います。それにつけ加えて、自治会長会などの折に防災リーダーが活躍している自主防災会の活動などを紹介すると、こんなふうにやってもらえるならうちもあつたほうがええか、隣と、少ないところと一緒になればできるのやないかというふうに考えていただける自治会さんもふえてくるのではないかなあとというふうに思っております。

町もせっかく予算をつけて多くの防災リーダーを養成して、防災への取り組みに力を入れていただいているのですから、ぜひ防災リーダー会、自主防災会への強力なバックアップを今後もしていただけることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、安藤雅子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開予定時刻は10時25分といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時25分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番 伏屋光幸君。

6番（伏屋光幸君）

議長の許可がいただけましたので、さきに提出しました通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

願興寺本堂修理工事について、今回3度目の質問になりますが、同じようなことを言いますがよろしく申し上げます。

御嵩町特定重要文化財願興寺本堂修理保存会が平成30年3月17日に中公民館において、多くの来賓の方々御出席の中、保存会立ち上げの会員200名余り御参加の中で、願興寺再建のため、願興寺本堂修理保存会の総決起集会が盛大に開催をされました。そして、総決起集会において決意表明がされております。

私たち保存会は、御嵩の宝である特定重要文化財願興寺の本堂を解体修理し、後世へと守り引き継ぐために、心を一つにして、事業主体願興寺の負担額1億円の浄財を集めさせていただくと決意をされました。皆さんの温かい御支援、御協力を心から申し上げますという決意表明がされております。私は一人の御嵩町民として、また御嵩町議会の議員として心から賛同したことを覚えております。

平成30年6月には、御嵩町自治会連合会を通じて、各自治会の班長さん、役員の方々の手によって、町世帯5,000戸自治会会員に対し、平成の保存大修理の御寄附のお願いがありました。

保存会の鍵谷会長のもと、保存会の粘り強い御協力、保存会の役員が一体となって取り組みを続けられた努力と誠意ある御嵩の財産、御嵩町願興寺の再建を念じて寄附金集めの努力は一議員として、また町民の一人として感謝を申し上げます。

令和元年度は、平成30年の3月17日、総決起集会をスタートして2年目におけるふるさと納税、一般寄附、国における指定寄附金制度など積極的な対応において、今日願興寺に対する寄附金納入状況についてお伺いをいたします。

1つ目、願興寺本堂修理保存会の寄附金状況について。

平成30年6月より本格的に始まった寄附金活動も1年半が経過しました。11月6日の中日新聞に、名古屋市に本社を置く町内施工業者が10月28日に本堂修理事業に寄附金500万円を寄附していただきました。また、11月14日の中日新聞に、可児市にあるリゾート施設を運営している御嵩町出身の方から、11月8日に本堂修理事業に100万円を寄附していただいております。

ります。令和元年 11 月現在の寄附金の協力者数と寄附金金額など、最近の状況についての説明をいただきたい。できれば、見学会の実施状況についても報告をお願いいたします。

また、御嵩町議会として、この願興寺修理再建事業をどう対応すべきか。

多くの方々の協力、各種団体、企業、個人の方々、また県内外からふるさとを思い、ふるさと納税の形で賛同、寄進をされているとお聞きしております。私たち議員は、個人の政治資金規正法は十分理解をしていますが、私たちは一人の町民として考えたとき、また議会議員として考えたとき、私たち御嵩町議会としてなすべき行動は町民の方々から見える議会の姿を冷静に考えることはこの大事業達成の一役を議会人として町民の皆さんとともにすべきと思っております。

2つ目の質問は、重要文化財願興寺本堂修理第2期工事入札が行われたことについてお尋ねをいたします。

工期は、平成 30 年 2 月 23 日から令和 8 年 7 月 31 日までの工期の計画で、本堂解体工事、そして修復改修工事に向かって順調に工事が進んでいる状況と思われていましたが、先日工事業者がかわったことに驚きました。

第1期工事、平成 30 年 2 月 23 日付、当初契約金額は 2 億 973 万 6,000 円、平成 30 年 11 月 16 日変更契約では 2 億 1,318 万 6,600 円、業者は株式会社中島工務店に落札されております。第1期工事の大半は終了であるとお聞きしております。第2期工事、令和元年 11 月 20 日付で入札がされております。契約金額は 3 億 960 万円、業者は田中社寺、岐阜市であります。

願興寺本堂修理・本体解体工事再建修復工事一体で進むべき工事。第1期、第2期工事入札とはいえ、今後の進めるべき事実には混迷することはないでしょうか。当初計画された総事業額 12 億 8,550 万円、変更後 13 億 422 万 8,000 円は基本計画なのか、文化財建築物保存技術協会なのか、文化庁なのか理解がしがたいです。

入札結果から見ると、第1期工事入札、第2期工事入札結果、事業費の変更、修正変更はあるべきと思いますが、どうでしょうか。

3つ目ですが、霊宝殿についてお尋ねをいたします。

願興寺霊宝殿には、重要文化財、国宝級の仏像 24 体が安置をされています。仏像の安置場所と御嵩町と願興寺、宗教法人比叡山延暦寺本山の御指導、御協力の中で今後の運営方法を考えるべきだと思いますが、願興寺修復完成、令和 8 年度を目指して御嵩町随一の観光資源活用に町長として基本的なお考えをお聞きいたします。

議会として、令和元年 10 月 11 日に熊本県球磨郡湯前町へ、日本で唯一町が文化財の保存法に基づき管理団体となっているこの湯前町を知ったのは 1 年前、東京での研修で小原尚県議会議員が大野泰正参議院議員の知り合い、岐阜県出身の文化庁、高橋政策課長を紹介され、高橋

課長を初め関係職員3名が願興寺について、事前質問にお答えされました。その中で、町の管理、仏像ですが、について過去に熊本県湯前町、明導寺があると言われたことがきっかけで今回熊本県の人吉・球磨地域へ研修に行くことができました。また、この目で視察をしてまいりました。今では、願興寺に戦国最強の武将、可児才蔵生誕の地、御嵩といった人物を知ることができたと思っております。来年の大河ドラマ「麒麟がくる」に御嵩町も便乗してまいりましょう。

少し余分なことを申し上げましたが、質問3項についてお答えをお願いいたします。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

それでは、国指定重要文化財願興寺本堂修理事業についての伏屋議員の御質問にお答えします。

質問につきましては3点ございました。

私への質問は、本堂修理保存会での寄附金状況と工事見学会の開催状況についてでございます。その後、町長より第2期工事を受けての今後の考え方、それと願興寺霊宝殿についての活用についてを御答弁いただきたいと思っております。

初めに、現在の本堂修理保存会が実質的に発足したのが平成29年8月、その後に定期的な役員会合を毎月1回のペースで重ね、先月で実に第31回目となります定例会議を開催し、誠心誠意で精力的に募金活動を展開されておられますことを議会にも御報告させていただきます。事務局である教育委員会としても大変感謝申し上げる次第でございます。

また、本格的な寄附金募集をスタートしましたのが、今年の夏からであり、この1年半の間に自治会組織や地域関係者、地元企業等に向けさまざまな働きかけを行い、まだまだ不足はしておりますが、おぼろげにも目標金額となる願興寺本堂修理に係る所有者負担分に一歩ずつ近づいてきているという現在の状況でございます。

さて、保存会における寄附金状況でございますが、願興寺住職からの出資金を除いて、この11月15日現在では、合計で寄附者数834件、寄附金額4,422万8,548円でございます。その内訳は、従来からの一般寄附金が法人34件131万円、個人が644件2,903万8,548円、合計で678件3,034万8,548円。また、本年7月1日から適用が認められました指定寄附金が、法人14件800万円、個人が142件588万円、合計で156件1,388万円という状況でございます。

また、本堂修理の工事見学会については、本年2月21日の町議会や修理委員会を皮切りに、春の薬師祭礼への来場者や地元近隣自治会の関係者、ゴールデンウィーク中での一般受け付け、また町内の小・中学校6校による学校行事、小6と中3のふるさと学習の一環としての霊宝殿

見学をあわせた見学会などを実施しまして、先月までに延べ 20 回、人数は実に 1,606 人の参加者があったことを御報告させていただきます。

町議会におかれましては、これまでも町内に対して願興寺本堂修理事業の周知や保存会の募金活動に関して支援をいただいております。今後も令和 8 年度の完成を目指して、町民を初め多くの方々による御協力が必要となってまいりますので、本事業の事業発信を初め、多方面からの御支援を引き続きお願いしたいと思っております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

伏屋議員の質問にお答えをいたします。

伏屋議員、公人になると難しいですね。私自身も非常に悩んでいるところでもあります。住民投票の直接請求ができるのは一般住民でありましたので、私はそのときに議員になったことをあれほど後悔したことはありませんでした。非常にいろんな状況が想定されますけれど、我々は公職選挙法で決められた姿勢を守っていくという立場でありますので、いろんなやり方を研究していかなければいけないわけですが、基本的には寄附行為ということになってはいけないと思っておりますので、ぜひ法をしっかりと研究され、その上で対応していただきたいというふうに思います。

まず、伏屋議員の質問、答弁の前に、この場をおかりしまして、願興寺修理事業の関係者の方々に心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

特に保存会の皆さんは、会長を中心にチーム一丸、ワンチームとなられて積極的に寄附金集めをしていただいております。この取り組みに対して、本当に敬意を表するところであります。資金集めという一番大変な任を担い、進めていただいている。本当に心強く感じております。本当にこの場をおかりしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、伏屋議員には 2 点目と 3 点目の質問ということでお答えをさせていただきます。

まず 2 点目、入札結果に驚いているということですが、私も素直に驚いております。

第 1 期工事の入札の後、文建協のいわゆる設計士が見積もりをしておりますので、そこで修理委員会の会議の中で幾つか私自身も疑問に思っている点を確認いたしました。

まず 1 つ目は、落札価格の低さでした。要は見積もりが甘いんじゃないかという話であります。設計価格と落札価格の差が余りにも大きかった。直接すぐ契約には至らなかったと。低価格入札ということでしたので、そこは精査しなきゃいけないということで時間がかかりました。

余りにも見積もりとしてはお粗末ではないかということ指摘しました。これに対して文建協の設計士さんは、まず見積もりが東京価格でしたという返事でした。少し単価が高過ぎたかもしれないと。単価が倍近いじゃないかと私は思ったんですけど、非常にそういう意味では信頼性に欠ける数字が出てきてしまっていたということその場で認識した次第であります。

次の入札の設計価格は信頼されるかと、してもいいのかということ、私、その場でも改めて聞きました。信頼される設計をするという、そういう答弁が返ってきております。

3つ目に質問しましたのが、第1期と、いずれも入札で行うわけでありますので、第1期と第2期で施工業者が変わることはあるかと。入札が厳正に行われれば可能性はあるわけでありますので聞いてみましたところ、よそでもそういうことはありますという答弁をされました。

そういう意味では、驚いてはいるんですけど、そのときに聞いたとおりの話になったなということを感じております。私自身も建設業界のことはおおむね知っているつもりではありましたが、この寺社関係の世界は大変不思議な世界で、ある意味大変恵まれた業界なんだなということを感じているところであります。

今後注視していきますのは、事業主体側の耐震化などの変更に対する追加分の額であります。また、現況を生かす部材などの追加の多発。設計に漏れていましたとか、設計では大丈夫だったけれど、実際にはだめだったというようなことが、金額としては高騰してしまって、数多く出てくるということになると大変な状況になりますので、そこをしっかりと注視していきたいと感じております。

これらをチェックしつつ、町の立場としては事業主体でもありませんので、工期が守られ、予定が守られるよう厳しく見守っていきたいと思っております。

伏屋議員の指摘されました予算の修正につきましては、当初の予定が見積もり、入札どおりできるか。12億円とも13億円とも言われた見積もりが出てきて、それがどうなのかと。変更したほうがいいじゃないかというお話でありましたけれど、非常に不思議な世界で、いいと思っていたらだめだったということになると追加ということになってきますので、これら本体工事の予定されている部分の工事がほぼ見えたという状況になるまでは修正はできないと思っています。

なおかつ、今度は事業主体側から追加工事として、例えば今行われている工事には耐震化というのは入っていませんので、耐震化をしたら一体幾らなんだ、また屋根も素材は今ガルバリウムということになっていますけど、例えば銅板にしたらどうなのかということ資金の余裕があれば指摘をし可能性を探ってもいいかなと思っていますので、それらの金額が全て出ないと、この事業に関しては修正をしていくということではできないんじゃないかと、このように思っております。

次に、霊宝殿についての質問にお答えをいたします。

まず本体、今本堂をやっておりますけれど、私がもしできるとしたら、ずうっと町長になってから提案をしていましたけれど、霊宝殿を何とかしなければいけないということを思っております。特に、霊宝殿に安置されている 24 体の仏像の倒壊防止であります。多分ちょっとした地震が来れば、倒れて仏像は壊れてしまうというのが目に見えていましたので、今のままではいけないということで、住職にもいろんな提案をしてまいりました。本当に町長になった直後から住職にはそういう話をさせていただいていた。本堂修理というのはちょっと雲をつかむような話で、幾ら資金を要するののかというものもつかめていませんでしたので手出しはできないというのが正直な気持ちでしたので、せめて 24 体の仏像は守りたいと思っておりますので、そちらを先にとりあえずというつもりでありました。

霊宝殿については、建物については、図面を見て計算したわけではありませんけれど、私が見る限り耐震化という部分については大丈夫じゃないのかなという気がしています。これは設計士さんに精査していただかないと答えは出ませんが、今の建物の状態である程度の揺れには耐えてくれるのではないかと思っておりますけれど、仏像の倒壊というのは、南海トラフ級の大地震が来れば必ず起きることだと思っておりますので、少なくとも気にとめて、次なる事業としてはやっつけていかなければいけないというふうには思っております。

今後、本堂の第 2 期工事の進捗を見きわめながら、霊宝殿の耐震化、耐震性を分析した上で仏像の転倒防止の方法、充当できる財源の確保などを進めていきたいと考えておりますので、また補助金がどう、町は幾ら出さなきゃいけないというような話になってくるかと思っておりますけれど、その際には議会の皆さんには御理解をいただいて、できれば財源としては今集めていただいている入札のいわゆる差額、これらをうまく使っていければありがたいなあと思っておりますけれど、その節にはその報告やらお願いをすることになるかと思っておりますので、御理解のほどをいただきたいと思います。以上であります。

〔6 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

6 番 伏屋光幸君。

6 番（伏屋光幸君）

答弁いろいろありがとうございます。

1 つだけ教育参事にお願ひがありますが、この寄附金、それからそういうもろもろを「ほつとみたく」や何かに載せて、皆さん、住民に周知することが可能か可能でないかだけです。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

ただいまの再質問についてお答えいたします。

もちろん皆様からいただいております寄附金ですので、皆様にお知らせしていくということは必要だと思います。「ほっとみたけ」になるかもしれませんが、ほかのメディアを通じるかもしれませんが、お知らせしていきますので、よろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行君）

6番 伏屋光幸君。

6番（伏屋光幸君）

以上で私の質問はこれで終わります。

議長（高山由行君）

これで伏屋光幸君の一般質問を終わります。

続きまして、10番 大沢まり子さん。

質問は、一問一答方式と物品を提示しての質問の申し出がありましたので、これを許可します。

10番（大沢まり子君）

議長のお許しをいただきましたので、大きく3点について質問させていただきます。

今議会では、第1回目の質問に立たれたお二方も大変緊張してみえましたが、私、81回目の登壇となりますが、大変緊張しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

初めに、本町の食糧備蓄の現状と計画についてお伺いをいたします。

災害時、妊産婦、乳幼児を抱える親御さん、特にお母さんは、被災直後の避難行動、移動には大きなハンデがあります。過去の被災地で見られた妊産婦の困難として、切迫流産、早産、母乳がとまる、子育てへの意識の喪失などがありました。免疫力が未熟な乳幼児は、風邪の罹患、哺乳ができないことによる脱水症状、不安や恐怖による赤ちゃん返りなどが見られたようです。乳幼児にとって、避難時の周囲の反応による影響は大きく、冷えや暑さ、不衛生な状態は大変な危険にさらされることになります。

こうしたことから、既に一定の配慮がなされているとは思いますが、さらなる避難所環境、医療、物資、栄養、生活などの総合的な支援の充実が必要と考えます。

欧州などでは既に広く普及をしている液体ミルクですが、昨年8月、日本での製造販売が可能になり、本年3月から国内2社で販売をされるようになりました。これがその2種類の商品であります。

お湯で溶かす必要のない乳幼児用液体ミルクを災害時の備蓄物資に採用する動きが全国で広

がっております。液体ミルクは必要なビタミンやたんぱく質など、母乳に近い栄養素が含まれていて、おおむね 25 度以下の常温で保存ができます。

国は 10 月、都道府県などに対し、災害対応のために液体ミルクの備蓄を促す通知を出しております。その中で、賞味期限が近づいた液体ミルクは、保育所の給食などで使い、使った分を補充するローリングストックという手法も紹介をしています。

昨年の西日本豪雨や北海道胆振東部地震では、液体ミルクが支援物資として届けられましたが十分に活用されませんでした。受け取った自治体や被災者に知識がなかったことが活用できなかった原因とされています。こうした課題解決のため、東京都は液体ミルクの使用方法などを伝える動画とリーフレットを作成しています。

一方、本年各地で大きな被害を出しました台風 15 号や 19 号の被災地では、停電や断水などの被害が出る中、液体ミルクが大変役に立ったということでもあります。水を沸かせない環境の中、液体ミルクがあったおかげで大変助かったとの声もありました。

このようなことから、御嵩町においても災害備蓄品に液体ミルクを導入していただきたいと考えます。

そこでお尋ねいたします。

1 つ目に、本町における妊産婦及び乳幼児の避難所環境への配慮、支援の現状についてお聞かせください。

2 点目に、非常時に役立つ液体ミルクを避難所や保育園などでの備蓄や災害時に調達できる体制が必要と考えます。また、煮沸消毒を必要としない使い捨て哺乳瓶もあわせて備蓄できないものでしょうか。

3 点目、非常時の食料確保のための協定を結んでいる事業所の現状と今後の計画について伺いをいたします。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、大沢議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

御質問は、食糧備蓄の現状と計画と題され、3 点の御質問です。

御質問の 1 つ目、妊産婦及び乳幼児の避難所環境への配慮支援の現状はにつきましては、議員が言われるとおり、発災時の妊産婦や乳幼児を抱える親御さんへのさまざまな配慮が必要となってきます。

本町では、毎年消防費の中に防災用備品購入費を予算組みし、災害時に必要となる備品を少しずつ準備しています。この中で、今年度は避難所で使用する簡易仕切りや屋内用・屋外用の

テントなどを予定しています。これはさまざまなプライバシー保護に備えるものであり、使用用途も授乳や女性の着がえに配慮しようとするものです。しかし、妊産婦や乳幼児には避難所のスペースではなく、部屋を準備することのほうが大切とも考えています。

御嵩町地域防災計画には、災害対策物資備蓄等の計画、要配慮者対策、医療・救護体制の対策、防疫対策などを記載しておりますが、さらに女性目線での環境準備計画が必要と考えています。

御質問の2点目、液体ミルクと使い捨て哺乳瓶を備蓄することへの考えにはつきましては、議員が御紹介になられたとおり、日本では使用例はなく、衛生管理が難しいということで、北海道の被災地5町に配付された1,050本は1本を除き廃棄されたとのことでした。使用例がないことや何かもわからなかったという知識不足が原因で廃棄されたようです。外国製品だったのでしょうか。

しかし、ことしの春に国内メーカーが液体ミルクの販売を開始して以降、風向きは変わってきたようで、被災直後に清潔な水の入手が困難となる場面を想定すると、安全で便利なものとして全国の自治体に備蓄の動きが出てきている一方、導入コストは粉ミルクの2倍として、財政面から検討を要する自治体もあるようです。

ぜひ乳幼児をお持ちの御家庭での準備を一番にお願いしつつ、本町の防災担当としては、液体ミルクと使い捨て哺乳瓶をあわせて常温保存が可能とはいえ、どこに、どのように、どれだけを備蓄保存するのが適当なのかの検討を進め、備蓄用品としての導入を進めたいと考えております。

御質問の3点目、非常時の食料確保協定を結んでいる事業所の現状と今後の計画はつきましては、現状としましては、近隣市町や事業所と48の消防・防災に関する協定を締結しています。このうち食料や飲料については8件の協定を締結いただいております。

今後の計画は、事業所の御厚意に基づき協定の締結を進めていきたいと存じます。

台風の大型化などで他府県では大きな災害が発生している昨今、防災への準備は多種多様になりつつあります。災害発生時への備えは、防災担当のみならず役場職員は全て防災士としての準備と行動が求められます。今は運がいいだけとみずからに言い聞かせ、備えを進めていきたいと存じますので、大沢議員にあっても御協力をお願いしたいと思います。

以上で、大沢議員への御答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

1点目につきましては、避難所環境への配慮として、本年度簡易間仕切りやプライバシー保護のためのテントなどの購入をしていただけるということでございました。昨年12月議会で提案いたしました赤ちゃんの駅に準ずるものと受けとめております。今後もさらなる充実を図っていただきますようお願いいたします。

2点目の液体ミルクにつきましては、備蓄の方向で検討していただけるという御答弁でした。他の自治体の様子を見ますと、薬局などと協定を結び災害に備えているというところもございます。よろしく御検討をお願いいたします。

3点目ですが、再質問を1つさせていただきます。

食料や飲料についての8件の協定を結んでいるとのことですが、具体的な事業所名と協定の内容について、簡潔に御説明をお願いいたします。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、大沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

事業所名につきましては、少々控えさせていただきたいと思います。

災害時における物資協定に関する協定ということで8件の協定を結ばせていただいております。その中には、飲料の自動販売機を災害時にはお金を入れなくても出すことができるというものが2件ほどございます。あと、食料については町内のスーパーさん等、そういうところと、もう一つは給食関係のところも協定を結ばせていただいております。

そういうのが、飲料が先ほど2件と言いましたけど3件ございます。あと5件がスーパー等の食材であるとか、日用品なども販売しておみえになるような事業所のほうと協定を結ばせていただいております。以上でございます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

簡単に御説明いただきましたけれども、要は災害時にこういった協定を結んでいる事業所に対して、こちらがお願いをしたときに供給していただけるというような形になるのでしょうか。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

お答えします。

こちらのほうから要請をかける形になってくると理解をしていただきたいと思います。

[10 番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

それでは、今後も協定の締結を進めていただきまして、大災害時の安心への対応をよろしくお願いたします。

先ほどの御答弁の中で、防災への準備として、役場職員は全て防災士としての準備と行動が求められますと言われましたが、現町職員のうち防災士は 20 名ほどと伺っております。一日も早く全職員が講習を受け、防災に対するスキルアップを図っていただきますようお願いをし、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

1 問目の総務部長の御答弁で、御家庭での御準備を一番にお願いしつつと言われました。私も同じ思いであります。妊産婦や乳幼児のお母さん、高齢の方、慢性疾患の方、食物アレルギーの方、食べる機能が弱い方など配慮が必要な方は、特に家庭での備蓄に目を向けていただき、安心の体制を整えていただきたいと思います。思っております。

そこで、次の質問は、町民一人一人の防災意識の向上を目指してと題して、2 点お伺いをいたします。

1 点目、母子手帳の交付時に、また母親学級、乳幼児健診などの折、お母さんたちに対して防災教育を行うことは可能かと思いますが、取り組んでみえますでしょうか。

2 点目に、安否確認タオルの活用についてお伺いをいたします。

私の地元の大庭台自治会では、昨年までは 2 日にわたり実施していました秋祭りを本年は 10 月 13 日の午前中に子ども会の秋祭り、午後から A E D 講習と初期消火訓練、ハイゼックス炊飯試食というメニューで防災訓練を実施いたしました。

昨日の清水議員の一般質問で御紹介していただきましたが、11 月 17 日には、一時避難所となっています大庭台第一公園総合集会所の玄関先に、24 時間対応できる A E D を設置していただきました。

その後、自治会会員の防災意識の向上のための新たな取り組みとして、このような安否確認タオルを全戸配布いたしました。自主防災会ということで無事ですということが印字されております。このタオルを使い、12 月 1 日には自治会会員の御協力をいただき、安否確認訓練を実施いたしました。10 時になったら各家庭でこのタオルを道路から見えるところに掲げてい

ただき、2名の班長と1名の防災リーダーがグループとなり2つの班の安否確認に回り、タオルがかかっているお宅には声をかけ、安否確認訓練のお話をさせていただきました。

結果、435世帯中81%に当たる353世帯の方がタオルを掲げていただきました。また、タオルがかかっていたいなかった82世帯のうち、忘れていましたなどの確認ができたのが33世帯8%でした。お留守のお宅は11%に当たる49世帯でした。自治会会員の皆様のほとんどの方が意識を持って参加していただくことができました。この活動は非常によいので、継続して行っていただきたいとの声もいただいています。

この黄色いタオルは、災害時救助を必要としない御家庭が我が家は大丈夫です。ほかの方を助けてくださいという意思表示をしていただくもので、道路から見えやすい場所にこのタオルを掲げていただくことにより近隣に知らせるものです。安否確認のスピードアップにもなり、救助が必要な方のところに少しでも早く伺うことができます。

大規模災害発生時の安否確認は、自治会の一つの活動となっています。この活動を広くPRすることで、自助・共助意識を高めるとともに自治会加入を呼びかける一つのツールになるのではないかと考えます。このような活動を御嵩町全体に広めていただき、一人一人の防災意識の向上につなげていただくことを提案いたします。御見解をお伺いいたします。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の一般質問、防災意識の向上を目指してについてお答えをさせていただきます。

私への質問は、母子手帳交付時、母親学級、それから乳幼児健診などの折に、お母さんたちに防災教育を行うことは可能と思うが、取り組んでいるかどうかであります。

乳幼児のお母さん向けの防災教育として、ゼロ歳児学級「あいあい」で、日赤岐阜県支部の幼児安全指導員さんを講師に招きまして、子供に起こりやすい事故の予防とAEDを含めた心肺蘇生についての講義を年2回開催しております。

ことしの前期分は9月13日に開催されまして、大人22名、子供の方27名、合計49名の方の参加をいただいております。後期分についても今後開催予定でございます。

また、1歳から3歳児学級におきましては、上之郷、御嵩、中地区で防災士の方や役場防災担当職員から救命講座や防災の話を聞く機会がございました。

一方、これからお母さんになる妊婦の方においては、特に防災の話など防災教育を受ける機会がないのが実情であります。議員御指摘のように、母子手帳の交付時や母親学級開催時には、妊婦の方とのかかわり合いがあります。このときに妊婦の方々に対して防災教育ができないか

検討をしていきたいと思っております。

本町の場合、母子手帳交付は個別交付であり、母子手帳交付の際にお伝えすることの数が多く、それから妊婦さんの体調もすぐれない時期の方が多いということから、防災のことに特化して長時間をかけてお話をすることは難しいと考えております。防災の冊子やチラシでの周知という手法になると考えられます。母子手帳交付は全ての妊婦さんが見えになりますので、チラシ等は全員に行き渡りますが、チラシに目を通していただけるかどうかは不明でございます。

一方、母親学級は3カ月に1度、年4回開催しております。妊婦の方が安定期に入った時期に受講されるということが多い状況であります。内容につきましては、お母さんになる、母親になるための心構えであったりとか、これから注意することということの講義が主ですので、その中に防災の観点からのお話を入れるということは可能かというふうに思っております。ただし、こちらの母親学級につきましては希望者のみということでございますので、妊婦さん全員が受講されるということではないので、全員に情報が伝わらないというような問題点もあるかというふうに思っております。

災害はいつ、何どき起こるかわかりません。議員御指摘のように、これからお母さんになる妊婦の方や、それから乳幼児を抱えたお母さん全ての方に防災教育は必要であると考えております。

現状、実施されていない妊婦の方への防災教育について、冊子やチラシを作成し、できればポイントを絞った形での説明、目を通していただけるよう御案内をしながら配布することや、母親学級での講義の中に入れ込むなど、他市町村や各種団体の事例を参考にしながら、実施に向けて総務防災課、それから教育委員会など関係部署ともに研究・検討していきたいと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、大沢議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

御質問は、防災意識の向上を目指してと題され、私へは安否確認タオルの活用についての御質問です。

大沢議員が言っておられるとおり、災害時に、今いる家族は大丈夫、ほかの方を助けてというメッセージを玄関などのできる限り道路から見える場所に黄色いタオルを掲げることにより、安否確認のためにインターフォンを押したり、ドアをたたいて回らなくても、外から一目で無

事を確認でき、自治会で組織する自主防災会での安否確認を素早く実施することができることにあわせ、救助・救援が必要な方を早期に発見することができることや、このタオルの裏面などに避難場所を記入しておけば、避難先を必要な方に知らせることができるなど、災害時には非常に有益なものと受け取っています。

大庭台自治会は防災意識が高く、自治会による防災訓練やAEDの設置、先日は安否確認タオルを活用した安否確認訓練を実施されるなど、先進的な自助・共助活動を展開され、大災害発災時の備えを着実に進めておられることに心強く感じておりますが、それ以上に自治会の皆様の安心・安全につながっていることだと感じています。

他府県でも安否確認タオルの活動が広まりつつあります。安否確認タオルは1枚100円前後で市販されつつあり、災害時には非常に安価で効果の高いものとして、自治会の自主防災会などで御準備が進められています。

本町においても広報紙に大庭台自治会の防災活動の特集を組むなど、全町的に御紹介することによって、町民の防災意識向上につないでいきたいと考えております。御提案ありがとうございます。ありがとうございました。

以上で大沢議員の御答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

1点目につきましては、今後妊婦さんに対する防災教育を検討していただけるとのこと。前向きな御答弁ありがとうございます。

また、2点目の安否確認タオルにつきましては、御答弁の中ではタオルは100円で安価と言われましたけれども、このタオル自体は印字されておりますので、1枚270円ほどかかっております。しかし、このようなタオルに限らず自主防災会ごとに工夫をしていただきまして、もっと小さなものだったり、白いタオルでもいいかと思えます、それは。大庭台はちょっと自主防災会の費用がございましたので、頑張ってこの印字をしたんですけれども、そういったことで各自主防災会ごとにいろいろと工夫をしていただければ、お金もかけずにできる場合もございますので、この安否確認訓練の活動が町全体に広がることを期待いたします。ありがとうございました。

最後の質問となります。

認知症サポーターの活躍の場についてお伺いをいたします。

世界に類のないスピードで高齢化が進む中、認知症の人は年々ふえ続けています。令和6年

には700万人を突破するとも言われております。認知症は今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は喫緊の課題であります。

認知症に対する理解を深め、手助けをする認知症サポーターは、9月現在で全国1,200万人に広がり、認知症の人や家族を支える役割として期待が高まっています。

御嵩町においては、認知症サポーターは何人お見えになりますか。

現在、徘徊見守り訓練、認知症カフェなどを実施していただいておりますが、認知症サポーターの方がかかわっての取り組みはなされていますでしょうか。

先日、新聞に京都府綾部市の取り組みが紹介をされておりました。

綾部市は人口3万2,000人、高齢化率37%と全国平均より10%ほど高い市です。綾部市の社会福祉協議会は、地域福祉の担い手を育成しようと独自の研修を行っています。1万人を超える認知症サポーターの中から、社会福祉協議会が高齢者福祉への理解を深める1時間程度の講習を受けた人をシルバーサポーターとし、さらに介護福祉士から援助技術の講義を受けた人はゴールドサポーターと認定をしています。

社会福祉協議会の事務局長は、認知症サポーターの研修を受講して終わりではもったいないと感じたのがきっかけ、興味がある人にもっと情報を届け、地域の支え合いの担い手になってほしかったと話してみえました。現在、シルバーサポーターは3,000人を超え、ゴールドサポーターは400人を超えています。シルバーサポーターは地域の認知症高齢者の見守りなどに協力、ゴールドサポーターは認知症カフェの運営や高齢者向け足湯の出前サービスを行うなど、自発的な活動を広げています。また、サポーター同士が情報交換をするサポカフェを月1回開催し、情報紙も定期的に発行をされています。

厚生労働省は今年度から認知症サポーター活動促進事業に着手をしています。認知症の人やその家族の支援ニーズとサポーターをつなぐ仕組み、チームオレンジの構築を目指しています。チームオレンジが構築されることにより、認知症サポーターの役割が大きくなり、活躍の場が広がっていくと考えます。

現在の取り組みの状況と今後についてお聞かせください。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の一般質問、認知症サポーターの活躍についてお答えをさせていただきます。

御質問は、認知症サポーターの活躍の場を広げる取り組みの現状と今後の計画はでございます。

まず、認知症サポーターについて御説明をさせていただきます。

認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のことでもあります。特別な職業や資格ではなく、サポーターは自分の日常生活の中で認知症への理解と支援の心を持って行動をいたします。サポーターは市町村や職場などで実施される認知症サポーター養成講座を受講した人で、受講後にはそのあかしであるオレンジリングを受け取ることができます。オレンジリング、私、今していますけど、こういったものでございます。

平成 16 年に、今まで痴呆症と呼ばれていたものを認知症ということで用語が変更されたことに伴いまして、平成 17 年度より、認知症を知り、地域をつくるキャンペーンを認知症サポーターキャラバンと名づけまして、認知症サポーターの養成が始まりました。平成 30 年 12 月に認知症施策推進関係閣僚会議が設置され、令和元年 6 月に認知症施策推進大綱が取りまとめられました。

大綱の基本的な方針は、認知症の発症をおくらせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら共生と予防を両輪としての施策を推進していくものであります。

特に、認知症にかかわる機会が多いことが想定されます小売業の方や金融機関、それから公共交通機関の従業員の方に向けて養成講座の拡大を目指しております。

御嵩町におきましては、平成 21 年度より認知症サポーター養成講座を始めました、現在まで 50 回の講座を開始し、御嵩町における認知症サポーターの人数は延べ人数で 1,177 人に上っております。今後さらにサポーターの人数をふやしていく必要があると考えております。

認知症サポーターがかかわっている取り組みとしては、個人的に近所の認知症の方への見守りや話し相手の活動などをされている方もあるかと思えます。町におけるかかわり合いのある事業としては、昨年度より行方不明高齢者等 S O S ネットワーク模擬訓練にボランティアとして参加を呼びかけ、昨年度は 7 名、今年度は 4 名の参加をいただいております。

今後、認知症サポーターに求められるものとして、認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に、自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困り事の支援・ニーズを認知症サポーターの活動と結びつけること、そのためにチームオレンジの取り組みが本年度より国のほうで始まったところでもあります。

チームオレンジとは、認知症サポーターの近隣チームによる認知症の人や家族に対する生活面での早期からの支援など、特に外出支援であったり、見守り、声かけ、それから話し相手、認知症の人の居宅へ出向いて出前支援をするなどをいいますが、そういったことを行い、引きこもりがちな生活になることを未然に防ぐものであります。また、認知症の方もチームに参加

するということが望まれているところでございます。

御嵩町では、地域の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人、それからその家族を支援する相談事業等を行う認知症地域支援推進員という者を御嵩町の地域包括支援センターに配置しております。

御嵩町におけるチームオレンジの立ち上げの取り組みとして、現在、認知症地域支援推進員が中心となって取り組んでおるところでございます。

令和元年9月21日に認知症サポーター養成講座を受講された方々に声をかけ、「認知症サポーター集まれ！」と銘打って「私の身の回りに見える認知症の方に対してできることは何」、それから「今までに認知症の方への対応で困ったことは」、さらに「私が認知症サポーターとして今からできることは何」をテーマにしたワークショップを行いました。このワークショップが御嵩町におけるチームオレンジの結成に向けた第一歩と捉えております。参加人数は13名でございました。

今後の取り組みといたしまして、来年1月に、本年度3回目となりますが、認知症サポーター養成講座の実施を予定しております。また、来年2月には、認知症サポーター養成講座を受講された方を対象に、認知症サポーターフォローアップ研修の実施を計画しております。認知症サポーターの方々にチームオレンジの趣旨を理解していただき、将来の地域ごとのチームオレンジによります認知症カフェの運営であったり、見守り、ちょっとした生活支援活動など、認知症サポーターが地域の支え手となっていくように、そういったことを担って発展していくことを目標に取り組んでいきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

今の御答弁では、認知症地域支援推進員を中心にチームオレンジを立ち上げていくという御答弁でございました。また、その9月21日に、サポーター集まれというような声をかけ行われたワークショップでございますけれども、これがチームオレンジの第一歩というふうにおっしゃられました。

私も1,177人のサポーターのうちの一でございますが、このことに関しては何のお声かけもいただいておりませんでした。このサポーター1,177人の方にもっと広くお声をかけていただければもう少したくさんの方が参加されたのではないのでしょうか。

この件に関してはどのようにお考えか伺います。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

御質問にお答えをいたします。

9月21日に、先ほど申しましたようにワークショップを開催させていただきました。

議員がおっしゃられるように、延べ人数ですけど1,177名の方全員にお声かけできれば、多くの方が集まったのかなあとおっしゃるところでございますけれども、今回、立ち上げということもございましたので、まず実際お声かけさせていただいた方、それからチラシでもちょっと案内をかけさせていただいたんですけれども、実際にまずお声かけさせていただいたのは、平成29年度以降の認知症サポーター養成講座の受講者の中から今後の認知症施策に協力していただける方で、住所と氏名を登録していいわという方がお見えになったので、その方々にまずは御案内をかけさせていただきました。その、要は今後登録していいわとおっしゃった方の人数でございますけれども、平成29年度で9名、平成30年度で60名、今年度で今のところは26名ということで合計95名の方です。この95名の方にお声かけさせていただいて、そのうち13名の方がワークショップに御参加いただいたということでございます。

先ほど議員がおっしゃられたように、多くの方にやっぱり参加していただきたいので、もう少し過去にさかのぼって登録された方もいらっしゃると思いますので、そういった方にもこれから順次お声かけさせていただきながら、来年2月に予定しておりますそういったフォローアップ研修、そちらのほうにも御参加していただけるような案内もしていきたいなど、より多くの方に御参加いただけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

今後はまた広く周知していただくことが大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

サポーターのスキルアップによりまして活動の場が広がることを期待し、質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

大沢まり子さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月13日の午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会をいたします。御苦勞さまでございました。

午前11時34分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 安 藤 雅 子

署 名 議 員 山 田 儀 雄